

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
会員施設等災害時相互応援規程

(目的)

第1条 一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟（以下「老施連」という。）の会員施設・事業所（以下「会員施設等」という。）は、災害に対しては「全施設が被災施設」であり、「全施設が支援・受入施設」との考えで対応することを基本とする。

2 この規程は、前項を基本に、災害により被災した当該施設（以下、「被災施設」という。）から支援要請が行われた場合、会員施設等で相互に協力し、被災施設を支援することについて必要事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 対象とする災害は、火災や地震、風水害等により、被災施設において施設運営が困難と想定される場合とする。

(支援する施設の範囲)

第3条 支援を行う被災施設の対象は、災害が発生した時点での会員施設等を対象事業とする。ただし、災害の状況に応じて老施連災害対策本部長又は理事長の判断により範囲を越えて支援する場合がある。

(支援施設)

第4条 被災施設を支援する施設（以下（支援施設）という。）は、老施連災害対策本部長又は理事長からの支援要請を受け取組む。

(支援施設の役割)

第5条 この規程による支援施設の役割は、被災施設が入所者に対する支援が困難になったことを受けて、被災施設の入所者の受入や復旧に必要な総合的な応援を行うものとする。

(神戸市との連携)

第6条 災害発生時には、神戸市の関係各課と連携し、必要に応じその要請に応じるものとする。

(規程細則)

第7条 この規程をより実効性のあるものとするため、別に災害時相互応援細則を定める。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度老施連災害対策本部長又は理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和元年5月22日から施行する。

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
会員施設等災害時相互応援細則

(目的)

第1条 この細則は、老施連の会員施設等災害時相互応援規程をより実効性のあるものにするために必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援)

第2条 支援施設は、老施連災害対策本部長又は理事長からの要請は被災施設からの支援要請があった場合、可能な限りその要請に応えるものとする。

(経費の負担)

第3条 支援に要した費用は、災害救助法が適用された場合、又は、神戸市が判断した場合には、それに従う。

2 前項以外のケースについては、老施連災害対策本部長又は理事長が被災施設と支援施設との調整を行う。

(支援時の補償)

第4条 この規定による支援により、受入れた入所者に負傷などの人身事故が生じた場合は、支援施設がその保障を行う。

(その他)

第8条 その他、この細則に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度老施連災害対策本部長又は理事長が決定する。

附 則

1 この細則は、令和元年5月22日から施行する。